

## 広島都市学園大学学生生活に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島都市学園大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について定める。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要に事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先（以下「住所等」という。）を所定の様式で学部長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、学部長に届け出てその指示を受けるものとする。

(サークルの届出)

第5条 学生が、サークルを結成しようとするときは、代表責任者は、学長に所定のサークル結成届を提出するものとする。

2 結成されたサークルの活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、代表責任者は学長へ所定の更新届を提出するものとする。

3 前2項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 サークルの名称
- 二 サークルの目的
- 三 連絡先
- 四 代表責任者の所属・氏名
- 五 構成員名簿（学籍番号・氏名を記載したもの。）

(学生又はサークルの施設使用)

第6条 学生又はサークルが学内施設（本学が指定する施設）を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学長に所定の施設使用願を提出し、承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 使用目的
- 二 日時及び場所
- 三 責任者の氏名
- 四 参加人員（学外者の人員を含む。）

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又はサークルによる学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配布については、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- 二 立看板は、所定の学生用掲示板に掲出するものとする。

三 掲示板の掲示物の大きさは、1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。

四 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。

五 教室内で配布したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配布責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又はサークルが、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業及び研究等に支障を来たすことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規程の規定は、研究生、科目等履修生及び聴講生について準用する。

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年5月12日から施行する。